

柏市おうち活用事業補助金交付要綱

制定 令和 3 年 3 月 25 日
施行 令和 3 年 4 月 15 日

(目的等)

第1条 この要綱は、空き家を居住以外に活用する事業（本要綱第5条に定める「おうち活用事業」）を行う個人又は団体に対して改修等に要する費用の一部を補助することにより、地域特性に応じた空き家の活用を図り、もって住環境の向上に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年8月31日柏市規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 空き家 都市計画法第7条第2項（昭和43年法律第100号）に規定する市街化区域内に位置し、現に居住していない柏市内に存在する建築物及びその土地をいう。
- (2) 個人 国内に居住するものをいう。
- (3) 団体 次に掲げる団体をいう。

ア 町会、自治会及び区

イ 柏市ふるさと協議会

ウ 老人クラブ

エ 地区社会福祉協議会

オ 柏市民公益活動促進条例（平成16年柏市条例第2号）第2条第2項に規定する市民公益活動団体

カ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

キ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された一般社団法人又是一般財団法人

ク 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき設立された社会福祉法人

ケ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条第1項に基づく柏市都市再生推進法人

コ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第69条の規定に基づく柏市緑地保全・緑化推進法人

サ 会社法（平成17年法律第86号）に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社

シ その他市長が適当と認める法人及び団体等

(4) 夜間 午後7時から翌日の午前8時までをいう

(5) 近隣住民 本要綱第4条に定める補助対象建築物の敷地に隣接する土地の所有者及び当該土地の全部又は一部に建築された建築物の所有者並びに当該建築物の敷地境界線から水平距離が20メートルの範囲内にある土地所有者及び当該土地の全部又は一部に建築された建築物の所有者

2 前項第1号の規定によらず、都市計画法第34条第1号に規定する主として周辺地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、事業場その他これらに類する建築物の用に供する目的として、別表3に定める建物用途においては、都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域内であっても、前項第1号の空き家とみなすことができる。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、空き家を所有し、又は空き家を所有者から貸借して利用しようとする、個人又は団体であって、次に掲げる各号いずれにも該当するものをいう。

(1) 本市その他のホームページへの掲載等、事例として紹介することについて空き家の所有者の同意を得ていること。

(2) 補助金の交付を受けようとする者又は団体の代表者、役員その他の当該団体に実質的に関与している者が柏市暴力団排除条例（平成24年3月27日柏市条例4号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(3) 空き家の所有者、補助金の交付を受けようとする個人又は

団体の代表者及び役員に、税の未納がないこと。

- (4) 政治活動及び宗教活動を目的としないものであること。
- (5) 地域貢献等の目的を持って事業を実施しようとすること。
- (6) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店会振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号に規定する事業協同組合に該当しない団体であること。

2 市長は、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある等、不適切と認められたときは、対象としないことができる。

（補助対象建築物）

第4条 補助対象建築物（以下「対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 過去に国又は地方公共団体から、この要綱に基づく補助金又は類似の補助金の交付を受けていない（予定も含む）建築物であること。
- (2) 国又は地方公共団体の所有するものでないこと。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の集団規定、その他関係法令に適合していること。
- (4) 戸建て形態であること。
- (5) 1年以上継続して、空き家であること。

（補助対象事業）

第5条 補助対象事業（以下「対象事業」という。）は、まちづくりに資する交流活動拠点施設、高齢者世帯支援施設、子育て世帯支援施設、文化施設、その他市長が認める施設の整備を行う事業（以下「おうち活用事業①」という。）、若しくは地域生活支援施設、地域生活提案施設の整備を行う事業（以下「おうち活用事業②」という。）とし、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 補助金の交付対象となる工事（以下「対象工事」という。）に、現に着手していないこと。
- (2) 事業開始後、おうち活用事業①は5年以上、おうち活用事業②は3年以上、継続して事業を実施する予定であること。
- (3) 居住の用途に供さないこと。

- (4) 夜間のみの営業でないこと。
 - (5) その他法令等により許可を要する場合は、その許可等が得られる見込みを示すこと。
- 2 市長は、近隣住民との関係において、実施する対象事業が適当でないと認められたときは、補助金の交付を取り消すことができる。
- (補助対象経費及び補助金の額)
- 第6条 補助金交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。),補助金の額及びその限度額は、別表1及び別表2のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。
- (申請)
- 第7条 規則第2条3項に規定する市長が別に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 事業提案書
 - (2) 税に未納がないことを証する書類(申請日から3か月以内に発行されたもの。)
 - (3) 現に居住者又は利用者のいない建築物であることを証する書類
 - (4) 土地・建物登記事項証明書(申請日から3か月以内に発行されたもので、現在の所有者を証するもの)
 - (5) 賃貸借契約書又は物件使用に関する協定書等(物件の利用が確保されていることを証するもの)
 - (6) 誓約書
 - (7) 同意書
 - (8) 事業の内訳見積書等の写し
 - (9) 着工前の現場写真(建物及び敷地の状況が分かるもの)。
 - (10) 説明結果報告書
- 2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。
- (検討委員会の設置)
- 第8条 市長は、第3条から前条の規定における決定等に際し、適正な検討を行うため、検討委員会を置くことができる。
- (補助事業の内容の変更・中止等)
- 第9条 申請者が補助金の交付決定を受けた後において、事業内

容を変更又は中止しようとするときは、市長に承認を受けなければならぬ。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りではない。

(実績報告書添付書類)

第10条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対象建築物の利用の開始を証する書類
- (2) 対象経費に要した費用の内訳を示す書類
- (3) 対象経費に要した費用を支出したことの証する領収書(印紙税法第17号文書に記載される印紙を添付したもの。)の写し
- (4) 補助対象工事等に係る部分の工事前及び工事後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

別表 1

対象事業	対象経費			補助金の額	限度額
おうち活用事業① 左欄に掲げる事業に要する費用で右欄に掲げるもの。	設計・監理費等	設計委託費、工事監理委託費	対象経費の額2分の1以内	300万円以内	
	工事費等	工事費用、自ら施工する際の材料費			
	設備費等	建物に固定したものに限る。			
	残存する家財の撤去処分費等	撤去費、処分費			
	その他市長が適当と認めるもの				

別表 2

対象事業	対象経費			補助金の額	限度額
おうち活用事業② 左欄に掲げる事業に要する費用で右欄に掲げるもの。	設計・監理費等	設計委託費、工事監理委託費	対象経費の額2分の1以内	150万円以内	
	工事費等	工事費用、自ら施工する際の材料費			
	設備費等	建物に固定したものに限る。			
	残存する家財の撤去処分費等	撤去費、処分費			
	その他市長が適当と認めるもの				

1 ただし、国、県及び市の他の補助制度の対象となった事業に係る経費は、本補助対象経費から除くものとする。

2 補助金の額は、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表 3

交流活動支援施設	コミュニティカフェ等
高齢者支援施設	訪問介護拠点施設、見護り介護拠点施設、通所型高齢者食堂。 ※事業者は社会福祉法人に限る。
子育て支援施設	児童一時預かり施設、通所型子ども食堂 ※事業者は社会福祉法人に限る。
日用品小売施設	各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、料理品小売業、洋品雑貨・小間物小売業。
日用品サービス施設	一般食堂、日本料理店、西洋料理店、中華料理店、その他東洋料理店、そば・うどん店、すし屋、喫茶店、その他の一般飲食店。

1 ただし、国、県及び市の他の補助制度の対象となった事業は、本補助対象から除くものとする。